

議案第24号

調布市医療ステーション条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年2月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

休日夜間急患診療所の診療時間を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市医療ステーション条例の一部を改正する条例

調布市医療ステーション条例（平成6年調布市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「午後8時から午後11時」を「午後7時から午後10時」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。